

ID: 3008

担当部署: 企画課

処分の概要	設立の認証の取消し(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)		
法令名 根拠条項	特定非営利活動促進法 第43条第1項及び第2項		
法令番号	平成10年法律第7号		
<p>【基準】</p> <p>法第43条第1項及び第2項の規定による。 (設立の認証の取消し)</p> <p>第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p> <p>2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日